

一般財団法人岩手県建築住宅センター適合証明業務手数料規程

(令和5年10月1日施行)

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人岩手県建築住宅センター適合証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人岩手県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する適合証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料の額)

第2条 業務規程第21条第1項に規定する適合証明業務の検査手数料は、申請1件につき下表に定めるとおりとする。

(1) 戸建て新築住宅 (税込)

融資の区分等		設計検査	中間検査	竣工検査
フラット35		17,600円	22,000円	22,000円
財形住宅融資・積立者向け融資				
フラット 35 S	認定書等有			
	省エネ（一次エネ以外） バリアフリー、耐久・可変性	19,800円	24,200円	24,200円
	一次エネルギー消費量等級、 耐震性	24,200円		
竣工特例		－	－	66,000円
変更設計検査		8,800円	－	－
中間・竣工再検査		－	13,200円	13,200円

- ※1：確認検査申請をセンターに同時申請の場合は、2,200円割引く。
- ※2：認定書等とは、住宅金融支援の設計登録住宅、長期優良住宅、認定低炭素住宅、その他基準に適合することが確認できる書面をいう。
- ※3：異なる区分を複数選択した場合は、選択した区分の中で最も高い手数料とする。

(2) 共同建て新築住宅 戸当り (税込)

融資の区分等		一般申請（分譲）		一括申請	
		設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
フラット35		17,600円	22,000円	13,200円＋ 4,400円×戸	17,600円＋ 4,400円×戸
財形住宅融資・積立者向け融資					
フラット 35 S	認定書等有	19,800円	23,100円	16,500円＋ 4,400円×戸	17,600円＋ 5,500円×戸
	省エネ（一次エネ以外）、 バリア、耐久・可変性				
	一次エネルギー消費量等級	24,200円		19,800円＋ 4,400円×戸	
	耐震性	52,800円	24,200円	49,500円＋ 4,400円×戸	

賃貸住宅	省エネ住宅	－	－	13, 200円＋ 4, 400円×戸	17, 600円＋ 4, 400円×戸
	サービス付き高齢者向け住宅				
	まちづくり融資				
規模加算（1, 000㎡以上）		別途見積			
変更設計検査		8, 800円	－	8, 800円×戸	－
竣工再検査		－	13, 200円	－	13, 200円×戸

※１：確認検査申請をセンターに同時申請の場合は、2,200円割引く。

※２：認定書等とは、住宅金融支援の設計登録住宅、長期優良住宅、認定低炭素住宅、その他基準に適合することが確認できる書面をいう。

※３：異なる区分を複数選択した場合は、選択した区分の中で最も高い手数料とする。

（３）既存住宅（リフォーム）

戸当たり（税込）

融資の区分等		現場検査	
		戸建て住宅	共同住宅
耐震		39,600円	39,600円
バリアフリー（高齢者返済特例）			
グリーンリ フォーム	省エネ設備工事	39,600円	39,600円
	断熱改修工事	66,000円	66,000円
財形住宅	リ・ユース	33,000円	33,000円
	リ・ユースプラス	37,400円	37,400円
再検査		13,200円	13,200円

（４）中古住宅

戸当たり（税込）

融資の区分等		現場検査（戸建て・共同住宅共通）	
		右記以外の住宅	旧耐震基準住宅
フラット35		52,800円	92,400円
財形住宅融資・積立者向け融資			
フラット35S (評価書等有)	中古タイプ基準	66,000円	105,600円
	省エネ（一次エネ以外）、バリア、耐久・可変性基準		
	一次エネルギー消費量等級基準	79,200円	118,800円
	耐震性基準	92,400円	132,000円
フラット35S（評価書等無）、棟単位の証明		別途見積	

リフォーム一体型、リノベ	一般基準	79,200円	132,000円
	省エネ（一次エネ以外）、バリア、耐久・可変性基準	92,400円	132,000円
	一次エネルギー消費量等級基準	105,600円	145,200円
	耐震性基準	118,800円	158,400円
再検査		13,200円	13,200円

※１：旧耐震基準住宅とは、建築確認日が昭和56年５月31日以前又は新築時期（表示登記の原因の日付）が昭和58年３月31日以前の住宅をいう。

※２：認定書等とは、住宅金融支援の設計登録住宅、長期優良住宅、認定低炭素住宅、その他基準に適合することが確認できる書面をいう。

※３：リフォーム一体型で事前確認の必要がない場合は、22,000円割引く。

※４：既存住宅瑕疵保険をセンターに同時申請の場合は、11,000円割引く。

（手数料の支払期日及び納入方法）

第３条 手数料の支払期日は、センター適合証明業務約款第４条の規定による。

２ 納入方法は、銀行振込、現金納入又は一括納入（センターと協定を締結した場合に限る。）のうちいずれかとする。

（適合証明書等の再交付料金）

第４条 適合証明書の再交付については、再交付料金として5,500円（税込金額）とする。

附則

- 従前の「センター適合証明（新築住宅）業務手数料規程（平成15年10月1日施行）」、「センター適合証明（中古住宅）業務手数料規程（平成16年10月1日施行）」及び「センター適合証明（リフォーム）業務手数料規程（平成19年4月1日施行）」は廃止する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和４年10月1日から施行する。
- この規程は、令和５年４月1日から施行する。
- この規程は、令和５年10月1日から施行する。